

三宅村過疎地域持続的発展計画(素案)

令和 8 年度～令和 12 年度

(2026～2030)

東京都三宅村

目次

1 基本的な事項.....	1
(1) 村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 村の行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための人口目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計 画.....	16
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	16
3 産業の振興.....	17
(1) 現況と問題点	17
ア. 農業	17
イ. 林業	17
ウ. 漁業	18
エ. 商工業.....	18
オ. 観光及びレクリエーション関連産業.....	18
(2) その対策	19
ア. 農業	19
イ. 林業	19
ウ. 漁業	19
エ. 商工業.....	19

オ. 観光及びレクリエーション関連産業.....	19
(3) 計画.....	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	21
4 地域における情報化.....	22
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策	22
(3) 計画.....	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	23
(1) 現況と問題点	23
ア. 道路及び橋梁.....	23
イ. 交通確保対策	23
ウ. 港湾・空港の整備	23
(2) その対策	24
ア. 道路及び橋梁	24
イ. 交通確保対策	24
ウ. 港湾・空港の整備	24
(3) 計画.....	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
6 生活環境の整備.....	26
(1) 現況と問題点	26
ア. 水道施設	26
イ. 環境衛生	26
ウ. 消防・防災.....	26
エ. 村営住宅	27
(2) その対策	27
ア. 水道施設	27

イ. 環境衛生	27
ウ. 消防・防災.....	27
エ. 村営住宅	27
(3) 計　画.....	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	30
(1) 現況と問題点	30
ア. 児童福祉	30
イ. 高齢者福祉.....	30
ウ. 障害者福祉.....	30
エ. 健康づくりへの支援.....	30
(2) その対策	31
ア. 児童福祉	31
イ・ウ. 高齢者・障害者福祉.....	31
エ. 健康づくりへの支援.....	31
(3) 計　画.....	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
8 医療の確保.....	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計　画.....	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
9 教育の振興.....	35
(1) 現況と問題点	35
ア. 学校教育	35
イ. 社会教育	35
(2) その対策	35

ア. 学校教育	35
イ. 社会教育	35
(3) 計画.....	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
10 集落の整備	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画.....	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
11 地域文化の振興等	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画.....	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画.....	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	41
(1) 現況と問題点	41
ア. 広域的な交流・連携の推進	41
イ. 公共事業に伴う建設残土の適正処理	41
ウ. 行政の健全育成と基盤整備	41
(2) その対策	42
ア. 広域的な交流・連携の推進	42

イ. 公共事業に伴う建設残土の適正処理.....	42
ウ. 行政の健全育成と基盤整備	42
(3) 計 画.....	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42

三宅村過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 村の概況

ア. 三宅村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件の概要

三宅島は、東京の南南西約 180km の太平洋上にある伊豆諸島の一島で直径約 8km、周囲 38.4km、面積 55.27 km²で、島の中央部には雄山（標高 775m）がそびえる橢円錐形複式火山島である。

噴火回数は応徳 2 年（1085 年）以降、平成 12 年（2000 年）までの約 1000 年間に記録のあるものだけで 15 回を数え、平成 12 年の噴火では、全島民が 4 年 5 ヶ月間にもおよぶ島外での避難生活を余儀なくされた。

気候は黒潮の影響を受け温暖多雨の海洋性気候で、年間の平均気温は約 18.0°C で年間平均降雨量は約 3,000 mm である。また、三宅島は他島・沿岸部と同様に秋から冬にかけて大陸性高気圧による西または北東の季節風の影響を受ける。

② 歴史的条件の概要

三宅島の島名の由来は、事代主命が三宅島から付近の島々を治めたという伝説から宮家島といった説、奈良時代に多治比真人三宅麿が伊豆の島に配流されたことに由来する説、火山が噴火することから御焼島に由来するなど諸説ある。

島には縄文時代から人が住み始め、その後、神着、伊豆、阿古、坪田村が誕生し、15 世紀の中ごろの室町時代には伊ヶ谷村が誕生し 5 村が整った。

江戸時代は徳川幕府の直轄地であったが、明治 2 年に伊豆諸島の茎山県所管となり、明治 9 年静岡県編入を経て、明治 11 年東京府に編入した。昭和 18 年東京都制が施行され、三宅支庁が開設し、昭和 21 年には、伊ヶ谷村、伊豆村、神着村が合併して三宅村となり、昭和 31 年 2 月 1 日に三宅村、阿古村、坪田村が合併して、現在の三宅村が形成され現在に至っている。

③ 社会的条件の概要

三宅島の主な交通網として、島内には都道 212 号三宅循環線（三宅一周道路）が整備されている。また、離島という立地条件のもと、最も重要な路線である海路の定期船寄港が昭和 20 年代に始まり、昭和 39 年に阿古、昭和 41 年には三池（坪田）に接岸港が完成し、平成 19 年には伊ヶ谷への接岸も開始し現在に至っている。

空路については、昭和 41 年に坪田に空港が完成し定期航空路が確保され、本土へのアクセスは飛躍的に改善されたが、平成 12 年の噴火により運航が一時中断された。平成 20 年 4 月に全日空輸（ANA）による羽田－三宅島間の運航が再開されたが、放出の続く火山性ガスの影響により就航率は 40% 前後となっていた。平成 26 年 3 月に使用機材の退役に伴い全日本空輸が運休したことにより、平成 26 年 4 月からは新たに新中央航空が調布－三宅島間に就航し、就航率は 90%

程度と大幅に改善され、本土へのアクセスは格段に向上した。

また、平成 5 年 9 月からは東邦航空による「東京愛らんどシャトル」が運航を開始し、大島・利島・三宅島・御蔵島・八丈島・青ヶ島を結んでいる。

島内交通機関は、昭和 24 年から村営バスの運行が開始され、他に貸切バスやタクシーが運行しており、また、レンタカー、レンタバイク及びレンタサイクルがある。

④ 経済的条件の概要

令和 2 年の国勢調査による三宅村の就業人口は、第 1 次産業が 6.3%、第 2 次産業が 19.5%、第 3 次産業が 74.2% であった。

島の主要産業であった農業と漁業は、昭和 40 年代半ばにして、島の恵まれた自然環境をベースにした観光産業に地位を譲り、現在に至っている。

平成 12 年の噴火活動により、4 年を超える全島避難生活が継続したため、島内全ての産業は壊滅的な打撃を受け、帰島を果たした現在、農業では火山ガスに強い品種への作目転換やパッショングルーツ等の新たな特産品の栽培、漁業ではキンメダイなどの底魚一本釣りや延縄漁業によるクロマグロの水揚げに力を入れ、観光商工面では三宅島観光協会や三宅村商工会などの関係団体と連携しながら、各種イベントの実施による観光客誘致に努めているが、島内の産業は噴火活動以前の水準を回復するには至っていない。

イ. 三宅村における過疎の状況

三宅村における人口減少の要因は、高度成長期における都会への人口流出であった。近年においても依然若年層の島外就職が顕著なことや少子化の進展などが、人口の年齢構成に多大な影響を与え、人口の高齢化・過疎化が進んだ。

本村でも、平成 28 年度に三宅村過疎地域自立促進計画を定め、地域の問題に対応した施策と諸施設の整備を実施し社会資本の充実を図ってきたが、依然として過疎化は進行している。

さらに、平成 12 年の噴火活動による全島民島外避難が長期化したことや、引き続く火山活動等が影響し、定住人口の流出に拍車をかけた。

このため、各産業の復興とともに就業の場を創出し、島内若年層及び U・I・J ターン者の定住を促進させ、本村の人口減少に歯止めをかけていくことが必要である。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

三宅村は従来第一次産業が中心であったが、社会経済の変化及び首都圏住民等の観光レクリエーションニーズにより、昭和 45 年以降漸次第三次産業従事者が増加し、就業者の大半を占めるようになり、産業構造に大きな変革をきたした。

特に観光産業の進展については、本島の恵まれた自然環境を求めて来島した観光人口の増加によってもたらされたものである。このため、今後とも既存資源を積極的に活用していくとともに、噴火に代表される三宅島ならではの特徴を活かしながら、必要と考えられる関連諸施設の整備を進め、観光地としての再生を目指していく。

第一次産業では、後継者の育成・確保などを通じた生産力向上に努めるとともに、生産基盤の整備を積極的且つ迅速に進め、施設の近代化と経営形態の改善を図っていく。また、島内の自給力を高めるとともに生産物のブランド化を図るなど、販売力の強化に努めていく。

一方、所得の確保は観光を中心とした第三次産業の発展によるところが大きいことから、地産地消を進めながら第一次産業と観光産業との連携のとれた地域振興を促進していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口は、昭和 60 年 4,167 人、平成 2 年 3,911 人、同 7 年 3,831 人、同 17 年 2,439 人、同 22 年 2,676 人、同 27 年 2,482 人、令和 2 年 2,273 人（いずれも国勢調査人口）と推移しており、減少の一途をたどっている。なお、平成 12 年の国勢調査については、全島民島外避難中により人口は 0 人となっている。

人口構造をみると、65 歳以上の高齢者（いわゆる老人人口）の占める割合（平成 7 年 24.0%、平成 17 年 37.4%、平成 22 年 35.1%、平成 27 年 38.2%、令和 2 年 39.3%）が年々大きくなっている。また、14 歳以下の者の占める割合（平成 7 年 16.4%、平成 17 年 5.7%、平成 22 年 7.0%、平成 27 年 8.7%、令和 2 年 9.9%）は平成 27 年と令和 2 年を比較すると 1.2 ポイント上昇している。

人口の推移は、昭和 30 年をピークとして減少率は低下の傾向にあったが、平成 12 年の噴火災害の甚大な影響により、特に若年層の人口減少が急激に加速した。今後は産業振興などの推進を積極的に行い、若年層を中心とした人口増加への転換を図ることが必要である。

産業は、令和 2 年の就業構造を産業分類別就業人口でみると、第一次産業 6.3%、第二次産業 19.5%、第三次産業 74.2% となっており、特定産業業種（第三次産業）依存となっている。

特に観光産業は本島の産業に大きな刺激を与え、他産業の振興に資するものと期待されることから、産業振興の抜本策を積極的に講じ、島への U ターンを希望する者や島への移住を望む I ターン者に向けた生活環境の整備を促進するなど、人口定着に向けた施策の展開を図る必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 6,625	人 5,629	% △15.03	人 4,857	% △13.71	人 4,631	% △4.65	人 4,228	% △8.70	
0~14 歳	2,612	1,904	△27.11	1,330	△30.15	1,026	△22.86	839	△18.23	
15~64 歳	3,536	3,240	△8.37	3,069	△5.28	3,101	1.04	2,806	△9.51	
うち 15~29 歳(a)	1,268	1,025	△19.16	885	△13.66	872	△1.47	622	△28.67	
65 歳以上(b)	477	485	1.68	458	△5.57	504	10.04	583	15.67	
(a)/総数 若年者比率	% 19.14	% 18.21	—	% 18.22	—	% 18.83	—	% 14.71	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 7.20	% 8.62	—	% 9.43	—	% 10.88	—	% 13.79	—	

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,167	% △1.44	人 3,911	% △6.14	人 3,831	% △2.05	人 0	% 皆減	人 2,439	% 皆増
0~14 歳	782	△6.79	713	△8.82	630	△11.64	0	皆減	138	皆増
15~64 歳	2,743	△2.25	2,440	△11.05	2,282	△6.48	0	皆減	1,390	皆増
うち 15~29 歳(a)	535	△13.99	414	△22.62	412	△0.48	0	皆減	186	皆増
65 歳以上(b)	642	10.12	758	18.07	919	21.24	0	皆減	911	皆増
(a)/総数 若年者比率	% 12.84	—	% 10.59	—	% 10.75	—	—	—	% 7.63	—
(b)/総数 高齢者比率	% 15.41	—	% 19.38	—	% 23.99	—	—	—	% 37.35	—

※平成 12 年の国勢調査については、全島民島外避難により人口は 0 人となっている。

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%
	2,676	9.72	2,482	△7.25	2,273	△8.42
0~14 歳	188	36.23	215	14.36	225	4.65
15~64 歳	1,536	10.50	1,319	△14.13	1,154	△12.50
うち 15~29 歳(a)	257	38.17	235	△8.56	168	△28.51
65 歳以上(b)	940	3.18	948	0.85	894	△5.69
年齢不詳	12	—	—	—	—	—
(a)/総数 若年者比率	%	—	%	—	%	—
9.60	—	9.47	—	7.39	—	
(b)/総数 高齢者比率	%	—	%	—	%	—
35.13	—	38.20	—	39.33	—	

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成 17 年 3 月 31 日		平成 22 年 3 月 31 日		
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	3,155 人	—	2,769 人	—	△12.23%
男	1,597 人	50.6%	1,486 人	53.7%	△6.95%
女	1,558 人	49.4%	1,283 人	46.3%	△17.65%

区分	平成 27 年 3 月 31 日			平成 31 年 3 月 31 日		
	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	2,607 人	—	△5.85%	2,386 人	—	△8.48%
男	1,389 人	53.3%	△6.53%	1,302 人	54.6%	△6.26%
女	1,218 人	46.7%	△5.07%	1,084 人	45.4%	△11.00%

区分	令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日		
	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)	実数(人)	構成比(%)	増減率(%)
総数	2,361 人	—	△1.05%	2,095 人	—	△11.27%
男	1,305 人	55.3%	0.23%	1,170 人	55.8%	△10.34%
女	1,056 人	44.7%	△2.58%	925 人	44.2%	△12.41%

表1-1(3) 人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所による推計)

推計人口	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
総数	2,095 人	1,963 人	1,831 人	1,733 人	1,662 人	1,613 人
年少人口(0~14 歳)	199 人	230 人	206 人	189 人	189 人	201 人
生産年齢人口(15~64 歳)	1,030 人	928 人	905 人	880 人	867 人	847 人
高齢者人口(65 歳以上)	866 人	805 人	720 人	664 人	606 人	565 人

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,745	人 2,246	% △18.2		人 2,177	% △3.1	人 2,174	% △0.1	人 2,115	% △2.7
第一次産業	49.6%	37.8%	—		30.0%	—	21.1%	—	16.5%	—
就業人口比率	1,361	849	△37.6		654	△23.0	459	△29.8	349	△24.0
第二次産業	15.2%	20.5%	—		15.8%	—	17.0%	—	18.3%	—
就業人口比率	417	460	10.3		343	△25.4	369	7.6	388	5.1
第三次産業	35.2%	41.7%	—		54.2%	—	61.9%	—	65.2%	—
就業人口比率	967	937	△3.1		1,180	25.9	1,346	14.1	1,378	2.4

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,154	% 1.8	人 1,992	% △7.5	人 2,032	% 2.0	人 0	% 皆減	人 1,286	% 皆増
第一次産業	14.3%	—	16.3%	—	15.0%	—	—	—	6.2%	—
就業人口比率	307	△12.0	324	5.5	305	△5.9	0	皆減	80	皆増
第二次産業	23.3%	—	19.4%	—	21.7%	—	—	—	24.9%	—
就業人口比率	501	29.1	387	△22.8	440	13.7	0	皆減	320	皆増
第三次産業	62.5%	—	64.3%	—	63.3%	—	—	—	68.9%	—
就業人口比率	1,346	△2.3	1,281	△4.8	1,287	0.5	0	皆減	886	皆増

※平成 12 年の国勢調査については、全島民島外避難により人口は 0 人となっている。

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,459	% 13.5	人 1,396	% △4.3	人 1,262	% △9.6
第一次産業	7.2%	—	7.2%	—	6.3%	—
就業人口比率	105	31.3	100	△4.8	79	△4.8
第二次産業	21.7%	—	20.2%	—	19.5%	—
就業人口比率	317	△0.9	282	△11.0	247	△12.4
第三次産業	71.1%	—	72.6%	—	74.2%	—
就業人口比率	1,037	17.0	1,014	△2.2	936	△7.7

(3) 村の行財政の状況

ア. 行政の状況

噴火災害に起因する全島民島外避難という稀有な状況を経て、また、急速に進展する少子高齢化や災害による島内産業の疲弊、定住人口の流出等の諸問題により大変厳しい状況の中、行政ニーズの多様化や、住民生活に関連する施策においても課題が山積している。

これらの行政需要に的確に対応していくため「三宅村行政改革大綱」及び「三宅村行政改革実施計画」に基づき、行政サービスの向上と効果的な行政運営を目指し、限られた財源を最大限有効活用し、効率的な行政運営と住民福祉の向上に努める必要がある。

なお、令和 7 年 4 月 1 日現在、職員数は定数 128 名に対し 107 名となっている。

イ. 財政の状況

令和 6 年度における本村の普通会計の決算額は、歳入が 4,451,190 千円、歳出が 4,306,580 千円となっている。これを平成 22 年度と比較すると歳入は 20.1%、歳出は 21.0% の減となり、令和 2 年度と比較すると歳入は 8.8%、歳出は 9.5% の減となっている。

また、歳入構造を見ると、村税（構成比 7.5%）を含む自主財源が 16.0%、地方交付税が 36.3%、国庫及び都支出金 38.0%、村債が 0.2% 等で、依存財源が全体の 84.0% を占めている。

この結果から、平成 12 年の噴火災害に起因する災害復旧・復興事業等の大型事業については一段落し、決算規模は平準化しつつあるといえるが、依然として少子高齢化の進行による税収等の減が懸念され、かつ予算の 8 割以上を依存財源に頼る財政構造が引き続き見込まれる。

このため、財政運営に当たっては、自主財源の確保と経費節減を推し進めるとともに、過疎債などを効率的に活用しつつ、産業振興・生活環境等、各種基盤整備や高齢社会を迎えた福祉行政等にも対応していくものとする。

ウ. 施設整備水準等の現況と動向

本村の公共施設は、離島という立地条件による塩害や風雨による湿気等の影響により、通常よりも劣化の進行が著しく早い状況にある。

このため、「三宅村公共施設等総合管理計画」に基づき、資産の適正化や長寿命化の推進、民間活力の導入を検討するなど、計画的な施設の適正管理を図っていくとともに、今後の自然災害発生時にも避難所としての機能が果たせるよう、機能強化に努める必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	7,050,702	5,568,733	4,580,509	4,271,168	4,571,424
一般財源	1,949,996	1,810,952	1,820,873	1,796,549	729,943
国庫支出金	2,279,184	832,261	100,343	85,607	155,162
都道府県支出金	1,816,232	1,349,708	1,216,062	1,356,716	1,727,076
地方債	324,800	261,386	731,492	514,251	181,073
うち過疎対策事業債	0	90,900	80,100	52,200	177,500
その他	680,490	1,314,426	711,739	518,045	1,778,170
歳出総額 B	6,927,031	5,454,303	4,448,162	4,116,573	4,378,690
義務的経費	1,070,461	1,072,446	803,462	959,763	1,206,097
投資的経費	3,210,491	2,196,415	1,511,096	1,342,034	1,055,347
うち普通建設事業	1,086,179	1,879,277	1,492,028	1,260,945	1,024,250
その他	2,646,079	2,185,442	2,133,604	1,814,776	2,117,246
過疎対策事業費	0	371,214	0	55,851	128,686
歳入歳出差引額 C(A-B)	123,671	114,430	132,347	154,595	192,734
翌年度へ繰越すべき財源 D	36	22,864	0	0	0
実質収支 C-D	123,635	91,566	132,347	154,595	192,734
財政力指数	0.180	0.251	0.240	0.242	0.199
公債費負担比率	17.4	12.0	7.5	11.6	17.1
実質公債費比率	20.6	13.2	9.1	4.7	12.3
経常収支比率	83.2	93.2	81.9	91.1	90.7
将来負担比率	-	29.0	-	-	-
地方債現在高	3,571,634	2,432,835	2,399,879	3,363,069	2,739,673

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2年度
市町村道					
改良率(%)	18.8	37.8	44.6	47.1	51.0
舗装率(%)	18.3	66.6	71.5	72.1	72.7
農道					
延長(m)	—	—	—	10,576	10,576
耕地 1haあたり農道延長(m)	63.7	7.0	7.9	—	—
林道					
延長(m)	—	—	6,505	6,505	6,505
林野 1haあたり林道延長(m)	17.2	16.2	16.8	—	—
水道普及率(%)	99.5	99.6	100.0	100.0	100.0
水洗化率(%)	—	—	33.1	57.3	66.2
人口千人あたり病院、診療所の病床数(床)	5.4	3.0	3.2	4.3	5.2
小学校					
危険校舎面積比率(%)	0	0	0	0	0
中学校					
危険校舎面積比率(%)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

三宅島は離島であるため、気候・地勢等の制約を受け、その自然条件は厳しい。そのため、生産基盤は弱く産業の振興に多大な影響を及ぼしている。

今後、本村の持続的発展を図るためにには、自然・交通条件等の地域特性や産業形態、人口動向など、地域の実態を総合的に勘案し、実情に応じた産業基盤の整備、人材の育成・確保などに継続的に取り組むことが必要である。

首都圏とのかかわりあいの中で三宅村がもつ機能的な役割は、生産物の供給と恵まれた自然環境を、都市住民にレクリエーションの地として提供していくことであり、そのかけがえのない資産を活用していくことが、本村が自立していくための最も重要な手段といえる。

これら諸課題に対し、村の最上位計画で島づくりの指針である「第6次三宅村総合計画」を本村の過疎地域持続的発展のための基本方針として併せて位置づけ、同様に総合計画に掲げる島づくりの基本理念・将来像・基本方針・基本施策の体系に基づき各種施策を進めていくものとする。

●基本理念 「ともに創り出す島(ふるさと)の未来」

●将来像 「思いやりが環(めぐ)る豊かな島」

●基本方針

(1) 島に誇りと愛着をもつ人づくり

若者や子どもたちが、世代を超えた人のつながりを通して島ぐるみで育まれる中で、島に対する誇りと愛着を生涯にわたってもち続けられるよう、子育て支援や教育等の施策を推進する。

<基本施策>

1. 子育てへの支援
2. 魅力ある学校づくり
3. 豊かな心の育成

(2) 生涯を通して活躍できる環境づくり

学びの場や文化・スポーツ等を楽しめる場、スキルに応じて地域で活躍できる環境が、どのライフステージでも確保されるよう施策を進め、島民の生きがいづくりを推進する。

<基本施策>

1. 多様な学習機会の提供

(3) 安心して健やかに暮らせる地域づくり

地域活動やコミュニティ活動への支援を通して地域全体での支え合いを推進するとともに、保健・医療・介護・福祉の連携や、それらの内容の充実を図り、高齢者や障がい者といった立場に関わらず、健やかに安心して暮らせる地域づくりに努める。

<基本施策>

1. 地域支え合いの支援
2. 健康づくりへの支援

(4) 快適な暮らしづくり

居住環境や生活環境、情報通信基盤等の整備を計画的に行い、島民のみならず島外からの視点でみても快適で暮らしやすい環境づくりを推進する。

<基本施策>

1. 快適な居住環境づくり
2. 快適な生活環境づくり
3. 情報基盤の整備

(5) 交通・移動の便利な島づくり

交通網や道路の整備について、島民だけでなく、免許を返納した高齢者や島外からの訪問客など、多様な視点で利便性が向上するよう、各種の施策を推進する。

<基本施策>

1. 道路の整備
2. 公共交通体系の整備
3. 島の玄関口の整備

(6) 災害に強い島づくり

全ての島民が安全・安心に暮らしていくために、緊急時の対応や予防体制の整備を徹底し、災害に強い島づくりを推進する。

<基本施策>

1. 減災・防災対策の強化
2. エネルギー供給体制の整備

(7) 地域資源を活かした産業づくり

農業・水産業等の産業基盤の整備とともに、三宅島の風土や環境を活かした特産物の生産・

付加価値化や、流通経路の新規開拓などによって、島の魅力を島外へ広く伝え、三宅島に対する認知度の向上や興味の喚起に始まり、さらには観光客の誘致、受け入れ体制の確保など、地域産業の活性化を促す産業づくりに努める。

<基本施策>

1. 地域特性を活かした農林業の振興
2. 地域特性を活かした水産業の振興
3. 地域特性を活かした観光業の振興
4. 地域に根差した商工業の振興

(8) 行政の健全運営と職員の資質向上

第6次総合計画の進行にあたって、定期的な進捗管理・評価及びその公表と、事業の見直しや公共施設の有効活用等を含め、効率的で効果的な事業運営を推進する。また、職員研修の実施や人事評価制度の運用を継続し、職員の資質や公務能力の向上に努める。

(9) 財政の健全運営

村税を主とする自主財源の確保に努めるとともに、事務事業全般について費用対効果等の観点から見直しを行い、歳入規模に見合った歳出規模・歳出構造への転換を図る。また、行政の透明性の確保や、村民に開かれた島づくりを推進するために、財政状況について分かりやすく情報を提供する。

(10) 広域的な交流・連携の推進

本村が属する伊豆諸島の島嶼地域では、地域振興、地域医療、防災などの面で共通した課題を抱えており、緊密な連携体制の構築や、その基盤となる交通体系や情報通信網の確保が求められる。今後とも、各団体との連携・協力をより一層強化しながら、島嶼地域の産業・観光振興、人材の育成・確保、生活・文化の水準の向上、情報化社会への対応等について、広域的に取り組んでいく。

(5) 地域の持続的発展のための人口目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、令和 7 年に達成すべき人口に関する目標を次のとおり定める。

区別	R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年
目標人口(※1)	2,202	2,170	2,138	2,106	2,074	2,042
社人研推計人口(※2)	2,116	2,085	2,055	2,024	1,994	1,963

※1：数値については、第 6 次三宅村総合計画における目標人口の 5 年間の減少人数 $160 \text{ 人} \div 5 \text{ 年} = 32.0 \text{ 人}$ を年ごとに差し引いて算出。

※2：数値については、国立社会保障・人口問題研究所推計人口の 5 年間の減少人数 $153 \text{ 人} \div 5 \text{ 年} = 30.6 \text{ 人}$ を年ごとに差し引いて算出。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の進捗・管理については、毎年実施する三宅村総合開発委員会で、事業の成果や効果について評価・検証を行い、次年度の取り組みに反映させていく。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村では公共施設の適切な規模とあり方を検討し、施設全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、平成 29 年 3 月に策定した「三宅村公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、計画的な施設の適正管理を図っていくものとする。

この計画は平成 29 年度から令和 18 年度までの 20 年間を対象期間とし、一部を除きほぼ全ての「公共施設」及び「公共施設が立地する土地」を対象としていることから、本計画における各施策の展開に際しても、三宅村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき各施設整備に係る事業を行うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本村の総人口は、昭和 30 年をピークにその後は減少の一途をたどっている。人口の減少は、村内の各産業の発展を妨げるとともに、集落等地域のコミュニティ活動、消防防災や安全活動の維持が困難になるなど、社会保障や公共施設の整備・維持など公共サービスの低下に繋がる恐れがある。このため、人口減少の要因を明確にしたうえで現状から将来にわたる人口ビジョン（目標）を策定し、その達成のため、結婚・出産・子育て支援や移住・定住促進に加え、デジタルの力を活用した持続可能な地域社会の構築に取り組む必要がある。

地域間交流の促進については、友好町村をはじめとした都市住民との交流事業を推進するとともに、島ぐらし体験や婚活イベント等に加え、DX 等を活用した継続的な関わりを創出することで関係人口の拡大を図る必要がある。単なる交流にとどまらず、地域課題の解決に資する人材としての関係人口を創出し、将来的な U・I・J ターン者の移住・定住促進に繋げていくことが重要である。

地域経済を活性化していくためには、地域の人材と経済団体及び関係組織を結集し地域ぐるみで取り組む必要があり、これを担う人材が不可欠である。このため、地元島民や U・I・J ターン者の知恵に加え、副業・兼業人材など外部の専門的な知見や創造力を積極的に導入し、多様な主体との共創を図るとともに、特に若年層を中心とした部会組織の研究や調査等を支援し人材を育成する必要がある。

(2) その対策

- ① 定住促進のための村営住宅や空き家の有効活用
- ② 本土と島嶼間の連携強化

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1)移住・定住	空き家活用対策	三宅村	
		むらおこし推進(島ぐらし体験・地域おこし協力隊)	三宅村	
	(2)地域間交流	ふれあい交流事業	三宅村	
		友好町村親善	三宅村	
		小金井市三宅村さくら植栽事業	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っていく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

高度経済成長から安定成長への社会経済の変化は、人口の流出などにより、本村の産業構造に大きな影響をもたらした。この結果、農家の経営主体は第三次産業関連との兼業という形が主流となり、副業的農家が全農家の約7割を占めている。また、農家の高齢化が進み、主たる農業従事者の8割以上が60歳を超えていのが現状である。

平成12年の噴火では、農地やパイプハウス、農業用貯水池などの農業用関連施設が壊滅的な被害を受けたが、島民帰島後において、被災農地や農業基盤施設のうち、火山ガス高濃度地域を除く99ヘクタール（うち自主開墾約10ヘクタール）の農地及び農道等が災害復旧事業等により復旧され、農業用水の安定供給に向けた笠地貯水池や送水管の復旧・整備を進めている。

現在の本村における専業農家や後継者は、キキョウランやドラセナ等の花卉類、特産のアシタバや赤芽イモ（サトイモ）等の野菜類、パッションフルーツ等の果樹類を生産し、市場への出荷や島内での地産地消活動を行っており、アシタバ生産や施設園芸においては、東京都の施設整備事業を活用して共同利用機械やパイプハウス等を導入し、安定的で収益性の高い農業の実現を図ってはいるものの、過疎化進行による若年層の労働力不足や離島という特殊な地域性が相まって、年々農業従事者的人口は減少している。

このため、今後とも三宅村農業基本構想の基本的視点と目標に基づき、各種営農支援やスマート農業技術の導入による生産性向上・省力化を図りつつ、担い手の確保や外部人材との連携など、島ぐるみで農業を活性化させる事業を実施していく。それとともに、営農者の期待に応えられる農業の再建と発展の方向性を明らかにし、高付加価値化による効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るための振興施策も実施していく必要がある。

イ. 林業

本島の山林は、シイ、タブ等の常緑広葉樹林とオオバヤシャブシ等の落葉広葉樹林の自然林とスギ、ヒノキ、クロマツ等を主体とした人工造林から形成されている。かつてはこれら資材を生かし建築用材や薪炭材として島の重要な資源となり経済的な役割を果たしてきたが、木炭は石油へ、建築材は外材の輸入及び建築材の開発などによって、消費構造が変化したことでの需要に大きな変化を及ぼし、林業労働力の不足、労働者の高齢化、後継者難、賃金の高騰等により林業の生産活動は後退している。その他特用林産物としてのシイタケ、椿油、枝物の櫟等の栽培が行われていたが、平成12年の噴火による多量の降灰や火山ガスの影響により、林業全体が多大な被害を受けたことで、現在では、個人による生産活動がわずかに行われている状況である。

このような状況の下、今後とも、火山活動により被害を受けた森林地を回復するため、緑化プロジェクト支援を行う植林ボランティア団体等の誘致活動に加え、企業や関係人口との共創による保全活動を積極的かつ継続的に行う。また、カーボンニュートラルへの貢献も見据え、観光商工業等との連携を図りながら、森林資源を有効的に活用した事業展開を進めていくことが必要である。

ウ. 漁業

本島の漁業は、伊豆諸島海域の好漁場を背景に、トビウオ・タカベなどの刺網漁業、シマアジ・アカイカ・ムロアジなどの定置網漁業、カツオ・マグロなどの引縄漁業、キンメダイなどの底魚一本釣漁業、イセエビ・テングサ・トサカノリ・トコブシ・サザエなどの採介藻漁業などが操業されている。また、ここ数年の海洋レジャーの発達に伴い、ダイビングやイルカウォッティング等による来島者を対象とした遊漁船業を営む漁業者も増加した。

しかし、平成 12 年の噴火による火山ガスや塩害等の影響により劣化した漁港や漁業生産基盤施設については復旧整備はなされたものの、経年による塩害等からくる劣化が著しいため、今後とも継続した施設の維持・更新整備が必要であるとともに、火山灰や泥流の流入により荒廃した磯根資源回復のための事業も必要である。

また、近年の漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油高騰の影響により、漁家経営は厳しい状況が続いている、さらには漁業者の高齢化や後継者の不足によって、年々漁業従事者が減少していることも深刻な問題となっている。これら問題を打開するためには、関係諸機関と充分協議し、ICT 等の技術活用による作業の省力化や、水産物の高付加価値化・ブランド化による持続可能な漁業経営と新たな漁家経営構築に向けた振興施策を積極的に推進するとともに、適切な資源管理を行いながら地域の特性を生かした水産業の振興を図っていく必要がある。

エ. 商工業

建設業、製造業、卸小売業、運輸通信、サービス業等の本村経済に占める地位は極めて大きく、島民生活の安定に大きな影響を及ぼしていたが、平成 12 年の噴火災害により島外避難を余儀なくされたため、各業種の殆どが経済活動を停止せざるを得ない状況になった。

このため、島外避難中及び帰島後の商工業回復に要する支援策等を講じてきたが、引き続き地域経済の活性化を図るための支援が必要である。具体的には、観光客等に魅力のある商工サービスを提供するため、既存特産品の改良やデジタル技術を活用した販路拡大、新たな特産品の加工開発、民宿等滞在施設の高付加価値化に対する支援を行い、商業活動の推進を図る。併せて、商工業を支える担い手の確保育成及び移住者等を含む多様な人材への円滑な事業承継についても推進する必要がある。

オ. 観光及びレクリエーション関連産業

三宅島は、周囲を流れる黒潮海流の影響によって、四季を通じて温暖多雨な海洋性気候であり、富士箱根伊豆国立公園に編入されて以来、観光地として脚光を浴び、昭和 40 年初期から始まった「離島ブーム」とともに、典型的な夏季集中型の観光形態をつくりあげながら急速な発展を遂げ、観光客数も年々増加し昭和 48 年には約 14 万人に達し、一躍首都圏の観光レクリエーション地として、第三次産業の中核をなすまでに成長してきた。しかし、その年以降の観光客数は年々減少に転じ、平成 11 年には 79,250 人と減少状態が続いた。この原因としては、レジャーニーズの多様化や海外旅行ブーム、高級志向化などが挙げられる。

このような情勢の中、平成 12 年の噴火活動による全島民島外避難により、観光産業は停止状態に陥り、観光諸施設及び自然資源等は大きな被害を受けた。平成 17 年 2 月に島外避難が解除された後の平成 18 年から平成 20 年までの観光客数は約 4 万人で推移し、平成 21 年以降は 3 万

5千人前後の横ばい傾向となり、平成31年（令和元年）の観光客数は36,070人であった。

しかしながら、観光客数は減少傾向にあるものの、本村の産業振興については引き続き観光産業を基軸とする必要がある。具体的には、ダイビング・イルカウォッチング・釣り・バードウォッチング・火山等の既存の観光資源の磨き上げや、デジタル技術を活用した情報発信・周遊促進、ワーケーション等の新たな観光メニューの開発等を関係団体と連携して行い、停滞する観光客の増加及び観光消費額の向上を図る。併せて、衰退している宿泊業の後継者の確保・育成や施設の質的向上に努めるとともに、空き家や空き民宿等を活用した観光振興施策を検討・推進し、経営の安定化と地域経済の活性化を図る必要がある。

（2）その対策

ア. 農業

- ① 農業後継者の確保・育成
- ② 農業の基盤整備
- ③ 新たな農産物・加工品の開発支援とPR
- ④ 農産物の販路拡大とPR
- ⑤ 遊休農地・村有農地等の利活用
- ⑥ 農業被害の対策

イ. 林業

- ① 林業被害の対策
- ② 森林整備を通じた地域振興

ウ. 漁業

- ① 漁業後継者の確保・育成
- ② 水産業の基盤整備
- ③ 島内の漁港整備と新たな活用の検討
- ④ 漁業の安定化の推進
- ⑤ 水産物の供給体制の確立

エ. 商工業

- ① 商工業後継者の確保・育成
- ② 中小企業への支援
- ③ 起業・事業承継に係る支援
- ④ 商店・民宿等の活性化
- ⑤ 新特產品の開発

オ. 観光及びレクリエーション関連産業

- ① 宿泊業後継者の確保・育成
- ② 滞在型観光の推進

- ③ 新たな観光メニューの開発
- ④ エコツーリズムの推進
- ⑤ 観光関係施設の充実
- ⑥ 効果的・効率的なイベントの実施

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2.産業の振興	(1)基盤整備 農業	山村・離島振興施設整備	三宅村	
		八重間ストックマネジメント	三宅村	
		笠地貯水池水質保全対策	三宅村	
		水利施設整備	三宅村	
		農村地域防災減災事業	三宅村	
		緑化プロジェクト支援	三宅村	
		森林病害虫等防除事業	三宅村	
		漁業生産基盤施設維持管理	三宅村	
	(7)商業	三宅村産業復興関連施設整備	三宅村	
	(9)観光又はレクリエーション	ふるさと体験ビレッジ施設整備	三宅村	
		源泉施設維持管理	三宅村	
		三宅島観光振興施設整備	三宅村	
		海水浴場運営	三宅村	
	第1次産業 発展特別事業	農業委員会運営	村・農業委員会	
		認定農業者支援	三宅村	
		遊休農地再生支援	三宅村・認定農業者・認定新規農業者	
		農業用水施設管理	三宅村	
		農業次世代人材投資	三宅村	
		農業基盤情報システム構築	三宅村	
		三宅島農産物PR事業	三宅村	
		三宅島農場運営	三宅村	
		農業後継者育成事業	三宅村	
		三宅島産業まつり	三宅村	
		サメ被害防除対策	漁協	
		漁業後継者育成事業	漁協	
		海面利用協議会運営	三宅村海面利用協議会	
	観光	離島漁業再生支援	村・漁協	
		ふるさと体験ビレッジ運営管理	三宅村	

	三宅島野鳥公園運営管理	三宅村	
	伊ヶ谷ふれあい館運営管理	三宅村	
	三宅村交流センター運営管理	三宅村	
	火山観光事業	三宅村	
	三宅島観光 PR 推進事業	三宅村・観光協会	
	三宅島観光協会運営補助	三宅村・観光協会	
	観光施設・観光スポット景観保持	三宅村	
	バイクレース運営	三宅村 三宅島スポーツ振興会	
	三宅村レクリエーションセンター運営管理	三宅村 三宅島スポーツ振興会	
	東京諸島観光情報推進協議会	三宅村 三宅村観光協会	
	三宅島自然公園維持管理	三宅村 三宅村観光協会	
その他	宿泊事業者等支援事業	三宅村	
	マリンスコレ 21 開催	三宅村・商工会	
	新地域活力増進事業	三宅村・商工会	
	三宅村商工会補助	三宅村・商工会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興に資する公共施設等については、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を図っていく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

社会の情報化が進んで久しい今日においてもなお情報通信技術の発展はめざましく、スマートフォンやタブレット型端末等の普及を通じ、住民生活や経済・産業活動に大きな影響を与えており、本村においては、光ファイバー網の敷設や、各戸へのIP告知端末の設置、Wi-Fi フリースポットの整備等が進められている。その維持管理に努めるとともに、新しい時代に即した利活用を図ることが求められることから、情報基盤の進展に対応した行政サービスのデジタル化やスマートフォンアプリの連携による情報伝達の多重化等を検討していく。また、災害時の情報通信機能の強靭化や、観光客（ワーケーション等）への快適な通信サービスの提供についても関係機関と調整して整備を進める必要がある。

(2) その対策

① 情報通信基盤の整備と活用

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3.地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	IP告知端末管理	三宅村	
		IP告知端末設備設置・修理	三宅村	
		光ファイバーケーブル管理	三宅村	
		光ファイバーケーブル移設整備	三宅村	
		地上デジタル放送難視聴世帯配信設備管理	三宅村	
		防災行政用無線	三宅村	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	防災行政無線設備整備	三宅村	
		防災行政無線管理	三宅村	
		電算システム管理	三宅村	
		Wi-Fiフリースポット設置	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

情報通信基盤に資する公共施設等については、適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化とともに、情報通信網の最適な整備を図っていく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 道路及び橋梁

三宅村は、5つの集落と2つの小集落により形成され、各集落間は主要幹線道路の都道によって結ばれている。

村道は、総延長100,558m、総面積404,476m²（令和7年3月31日現在）であるが、集落内道路の路面の不良箇所や幅員の狭い路線も多いことから、舗装面の改修工事や交通安全施設の修繕等を計画的に実施し、災害時の避難路・緊急輸送路としての機能を確保していく必要がある。

橋梁は、道路法改正により省令で5年に1回、近接目視を基本とする点検が規定された。これにより、橋梁の点検を適時に行い健全性を診断し、また、長寿命化計画に沿って修繕を行うことで道路通行の安全性を確保するとともに、計画的な維持管理を行い、修繕・更新を行うことで、事後保全的な対応から予防保全的な対応に転換し、橋梁の長寿命化を図っていく必要がある。

農道は、総延長10,576m（令和7年3月31日現在）であるが、今後とも農業振興対策と合わせた改良整備や舗装面の改修工事、交通安全施設の修繕等を計画的に実施し、農作業の安全対策と、スマート農業機械の導入等に対応した労働力の省力化を図ることが必要である。

林道は、農道と並行した整備が必要であり、幹線林道については東京都において管理がなされている。林業は、特に労働力を必要とする産業であり、起動力利用の成否が振興上大きな影響をもたらすことから、林業振興施策との関連性を見据えた林道等基盤整備を行っていく必要がある。

イ. 交通確保対策

島内で唯一の公共交通機関である村営バス事業は、路線バスの運行及び貸切バスの営業（大型バス3台・中型バス6台・マイクロバス2台=令和7年3月31日現在）をしており、路線バスについては、右回り便と左回り便でそれぞれ5便/日の運行がなされ、地域住民の日常生活及び来島者等の移動手段として重要な役割を担っている。

このため、今後とも島内の公共交通機関としての役割を果たすべく、深刻化する運転手の確保に対応するため、デジタル技術を活用した計画的なバスの更新やキャッシュレス化などの効果的なサービス提供等を行いながら、運営面の効率性向上と費用対効果を考慮した運行形態への改善を図っていく必要がある。また、脱炭素社会（GX）の実現に向け、環境負荷の低い車両（EV等）の導入も検討していく。

また、本村は島民の約4割が65歳以上という「超高齢社会」であり、今後もこの傾向は継続することが予想されることから、高齢者等の円滑な移動に配慮したデマンド型交通やMaaS（Mobility as a Service）の導入など、新たな公共交通体系を確立し、島内移動の利便性向上を図る必要がある。

ウ. 港湾・空港の整備

本島は、東京都の行政区域内に属し、その生活圏は東京都特別区内と密接な関係を有し、行政はもとより経済的、社会的、文化的に極めて深いつながりを有している。その結果、島民が最も

希求するものは、東京をはじめとする本土との時間的距離の短縮である。

港湾については、離島振興法の補助事業により港湾整備事業の促進が図られ、現在では 5,000t 級船舶の接岸岸壁として三池港及び阿古漁港の整備がなされ、平成 19 年からは伊ヶ谷漁港への接岸も可能となり、就航率の向上が図られている。また、平成 25 年には阿古漁港における船客待合所の整備が完了している。

空港については、昭和 41 年 3 月に三宅島空港が開港し、羽田と三宅島を結ぶ定期航空路が開設され、YS-11 型機が毎日 2 往復していた。その YS-11 型機がリタイアしたことに伴い、平成 11 年度において国、都の補助により、それに替わる後継機 (DHC8-Q300 型機) の確保がなされたが、平成 12 年の噴火を境に休航となった。

平成 20 年 4 月から一日一便の就航が再開されたが、火山性ガスの影響により就航率は 40% 前後となっていた。しかし、平成 26 年 3 月には、その後継機である使用機材 (DHC8-Q300 型機) が退役となり、全日本空輸が運休したことにより、平成 26 年 4 月からは、新中央航空による調布 - 三宅島間が就航し、就航率は約 90% 程度と大幅に改善されている。

平成 5 年 9 月からは東邦航空による「東京愛らんビシャトル」が運航を開始し、青ヶ島・八丈島・御蔵島・三宅島・利島・大島間を毎日就航するようになり、島しょ相互間のネットワーク化が図られている。

今後は、待合所をはじめとした関連施設や周辺環境等について、災害に強くバリアフリーにも配慮がされた島の玄関口としての港湾・空港整備を推進するとともに、Wi-Fi 環境の充実やデジタルサイネージ等による観光・防災情報の多言語発信 (DX) など、来島者の利便性向上と物流機能の効率化を図っていくことが必要である。

(2) その対策

ア. 道路及び橋梁

- ① 村道・橋梁の整備
- ② 農道の整備
- ③ 林道の整備

イ. 交通確保対策

- ① 地域交通の確立
- ② EV バス導入の検討

ウ. 港湾・空港の整備

- ① 空の玄関口の整備
- ② 海の玄関口の整備
- ③ 港湾・漁港整備の促進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4.交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道 路	道路排水施設整備	三宅村	
		海岸部村道保護整備	三宅村	
		安全施設改修整備	三宅村	
		村道保護整備事業	三宅村	
		橋梁点検・補修事業	三宅村	
	(3)林道	林道橋梁点検	三宅村	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	村営バス運行	三宅村	
		村営バス車両更新	三宅村	
		道路維持管理	三宅村	
		農道調査	三宅村	
		空港港湾対策	三宅村	
		旅客自動車運送事業	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋りょう等については、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するとともに、長期的な視点をもって、定期点検による道路・橋りょう等の状態の把握、予防的な修繕及び計画的な架け替えなどを着実に進め、費用の軽減を図っていく。また、利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な道路・橋りょう等の整備を図っていく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 水道施設

本村における簡易水道施設は、大路池・八重間・南風平・金層・三池の5地区に水源を有し、逐年施設の増補改修を行った結果、計画給水人口3,920人、一日最大給水量3,710m³（一人当たり一日最大給水量946ℓ）の給水能力を確保するに至り、島内全域がほぼ給水可能となっている。

今後は、人口減少下においても持続可能な水道事業を運営するため、DX技術を活用した水道施設監視システムの高度化や遠隔管理の推進、水源・配水池等の施設設備の計画的な更新、配水管の整備を行う必要がある。また、目標である定住人口及び観光客の増加に対応するための水道供給施設の整備等を図りながら、安全で安定した水道水の供給を推進していく必要がある。

イ. 環境衛生

本村のごみ処理については、平成12年4月に新設されたごみ焼却施設「7t／日（7t／8h×1炉）」が稼働し、排ガス基準及び施設構造基準等のガイドラインに適応した施設として運営されており、敷地内には、不燃ごみ処理施設「1.6t／日（1.6t／5h）」も併設し、缶類・ビン類・鉄類などの不燃物を選別圧縮し、島外搬出にて資源化がなされている。また、その島外搬出により粗大不燃物の減容化が図られたことで、最終処分場の延命化にも繋がっている。

しかし、排ガス基準及び施設構造基準等を遵守することによって生じるランニングコストやメンテナンスなどの費用は多額であるため、本村の財政を逼迫させていることが課題となっている。

このことから、引き続き各種ごみの分別徹底を促進し、食品ロスの削減や可燃物の減量化を図るための段ボールリサイクル等の取り組みを行うことが必要である。

また、現在のごみ焼却施設においては、建設から25年以上が経過しており、焼却炉内をはじめとする各設備の老朽化が著しいことから、適時に老朽化設備の対応を行い既存施設の延命化を図りながら、新たなごみ焼却施設の整備を推進する必要がある。

焼却灰の最終処分については、トン袋に詰めた後、焼却灰搬送専用コンテナにて東京都島嶼一部事務組合が運営する八丈島一般廃棄物管理型最終処分場に搬入され処理がなされている。

し尿処理については、平成23年4月より三宅村汚泥再生処理センター「9kℓ／日（し尿5kℓ／日、浄化槽汚泥4kℓ／日）」、資源化設備（生ごみ16kℓ／日）の有機性廃棄物リサイクル推進施設が稼働し、島内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を高度処理している。

しかし、ごみ処理施設と同様に施設能力を維持するためのランニングコストやメンテナンスなどの費用は多額であることが課題となっている。

下水処理については、各戸において個人設置型による合併処理浄化槽の新設及び単独浄化槽からの更新がなされていることから、今後とも、未設置の家屋に対して合併処理浄化槽の設置を促し、本村の水洗化率向上を図りつつ、環境保全と自然保護に寄与することが必要である。

ウ. 消防・防災

本村は、応徳2年（1085年）から現在までに、記録のあるものだけでも15回の噴火を繰り返し、平成12年に発生した噴火では雄山山頂から多量の火山ガスが放出し、現在も微量ではある

もののその放出は続いている。また、台風による被害も発生するなど、村民は、厳しい自然環境と対峙しながら日々の生活を送っている。

この状況を踏まえ、「噴火や台風など非常時における村民の生命財産を守るための対策」、「今後発生する恐れのある南海トラフ地震等による津波等への対策」、「人口減少に対応した消防隊員の育成・確保と消防救急体制の充実強化のための対策」、これら3つの対策を中心とした施策を推進するとともに、避難所等における再生可能エネルギーを活用した自立型電源の確保など、「災害に強い島づくり」を目指した総合的な防災減災体制の強化を図ることが必要である。

エ. 村営住宅

本村では、現在36棟210戸（令和7年3月31日現在）の村営住宅を管理運営しているが、島特有の塩害や風害等の影響により、施設の躯体や給湯器等の劣化が著しいのが現状である。このため、今後とも既存住宅の長寿命化を図るための改修工事や補修工事等を行い、入居者に安全で快適な生活を提供できるよう事業を推進する必要がある。また、耐用年数が経過する村営住宅については現況調査を実施し、今後においても使用可能と判断された場合は、移住者向けの定住促進用住宅としてリノベーションするなど、施設の有効活用を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア. 水道施設

- ① 安全な水の安定供給

イ. 環境衛生

- ① 適正なごみ処理対策
- ② 生活環境施設の運営管理

ウ. 消防・防災

- ① 消防・防災に係る施設・設備等の整備
- ② 消防・防災体制の強化

エ. 村営住宅

- ① 村営住宅の維持管理
- ② 定住促進のための村営住宅や空き家の有効活用（再掲）

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5.生活環境の整	(1)水道施設	配水管整備	三宅村	
		八重間新水源井整備	三宅村	
		茅場浄水場膜ろ過施設砂ろ過機交換	三宅村	
		茅場浄水場膜ろ過施設膜洗浄整備	三宅村	
		茅場浄水場膜ろ過施設膜交換整備	三宅村	
		簡易水道施設漏水調査及び修繕	三宅村	
		簡易耐震診断(水道施設・管路)	三宅村	
		神着地区水源井整備	三宅村	
		配水池築造整備	三宅村	
		水道施設等入口扉・フェンス整備	三宅村	
ごみ処理施設	(3)廃棄物処理施設	クリーンセンター運営管理	三宅村	
		クリーンセンター設備保全管理	三宅村	
		クリーンセンター施設補修整備	三宅村	
		クリーンセンター新設整備	三宅村	
	その他 汚泥処理施設	ステーションボックス更新	三宅村	
		汚泥再生処理センター運営管理	三宅村	
		汚泥再生処理センター設備保全管理	三宅村	
		汚泥再生処理センター施設補修整備	三宅村	
		合併処理浄化槽設置費補助	三宅村	
		公衆便所補修	三宅村	
(4)火葬場	火葬場運営管理	三宅村		
	(5)消防施設	防火水槽整備	三宅村	
		消防ポンプ自動車整備(消防本部)	三宅村	
		消防ポンプ自動車整備(消防団)	三宅村	
		小型動力ポンプ付積載車整備	三宅村	
		小型動力ポンプ整備	三宅村	
		消防団詰所及び機具置場修繕	三宅村	
		消防無線機器定期点検保守委託	三宅村	
		救急車整備	三宅村	
		消防救急デジタル無線設備更新	三宅村	
(6)公営住宅	村営住宅改修整備	三宅村		
	村営住宅補修整備	三宅村		

(7)過疎地域持続的発展特別事業 生 活 環 境	簡易水道事業	三宅村	
	廃棄物収集運搬	三宅村	
	し尿収集運搬	三宅村	
	公衆便所維持管理	三宅村	
	三宅村営墓地管理	三宅村	
	焼却灰搬出用コンテナ購入	三宅村	
	残土処分場大型重機購入	三宅村	
(7)過疎地域持続的発展特別事業 環 境 防 災	法適用公営企業移行業務	三宅村	
	リサイクル品適正処理	三宅村	
	一般廃棄物処理基本計画策定	三宅村	
	残土処分場運営管理	三宅村	
	焼却灰島外搬出	三宅村	
	最終処分場周辺水質調査	三宅村	
	活動火山対策避難施設管理	三宅村	
	活動火山対策避難施設空調設備整備	三宅村	
	災害用非常食等購入	三宅村	
	災害備蓄品撤去処分	三宅村	
	災害対策車両購入	三宅村	
	火山ガス対策	三宅村	
	噴石シェルター施設整備	三宅村	
	防災訓練実施	三宅村	
	消防施設周辺環境整備	三宅村	
	東京都操法大会	三宅村	
	救急救命士育成	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道施設、廃棄物処理施設、消防・防災施設、公営住宅などの公共施設については、社会生活、経済活動、防災の面でも重要なインフラであることから、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって適正な維持管理を行い、施設の利用実態などに応じて、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化とともに、最適な配置を図っていく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 児童福祉

本村では、平成 12 年の噴火前までは、伊豆地区・坪田地区・阿古地区にそれぞれ 1ヶ所、計 3ヶ所の保育園を運営し幼児保育を実施してきたが、平成 17 年 2 月の全島民島外避難指示解除後は、幼児数の減少や火山ガスが放出する中での保育を行うという条件等から、最も火山ガスの影響が少ない伊豆地区の「みやけ保育園」1園のみで保育を行っている。

近年の社会経済状況、ライフスタイルや価値観の多様化、少子化による核家族化や過疎化の進行、女性の社会進出やテレワーク等の働き方の多様化による保育ニーズの変化、地域コミュニティの衰退等により、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化している。それらに対応すべく、「三宅村子ども・子育て支援事業計画」を基に、ICT の活用等による子ども・子育ての支援体制の充実と保育園等拠点施設の整備運営を総合的・一体的に推進し、安心して出産・子育てができる環境づくりが必要である。

イ. 高齢者福祉

本村は、島民の約 4 割が 65 歳以上という「超高齢社会」であり、今後もこの傾向は継続することが予想され、ひとり暮らしや寝たきり等の要介護者の増加や家族介護者の高齢化、さらには介護の担い手不足など、問題は山積しているのが現状である。

このため、本村においてはサービス提供事業者の安定確保、人材育成など小離島特有の困難を克服するため、ICT機器や見守りシステム等のデジタル技術を活用した業務効率化や負担軽減を図りながら、「三宅村介護保険事業計画」及び「三宅村高齢者保健福祉計画」を基に、行政・福祉関係団体・地域住民が協力し合い、円滑な福祉サービスの提供が行える高齢者福祉を推進していくことが重要である。

ウ. 障害者福祉

地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として「障害者総合支援法」が平成 25 年 4 月より施行された。

本村でも、障害のある人もない人も、誰しもが地域で支えあいながら暮らすことのできる環境づくり、すなわちノーマライゼーションの理念を基本として、障害者が安全に、安心して暮らすことのできる「ふるさと」づくりを進め、地域活動支援センター等の運営を支援しながら、障害者の自立と社会参加の促進を目指す必要がある。

エ. 健康づくりへの支援

高齢者や障害者ができる限り健康状態を維持・改善し、生きいきとした生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取り組みが大切となっている。そのため、健診データ等の分析に基づく効果的な生活習慣病の予防等、保健事業の充実を図るとともに、ICT を活用した遠隔相談や村民の健康に関する相談、栄養指導、健康教室、ふれあいによる心のケアに関する相談、がん検診・歯

科検診、認知症・糖尿病予防など、デジタル技術も活用した幅広い活動を展開していくことが必要である。

(2) その対策

ア. 児童福祉

- ① 福祉意識の高揚
- ② 地域ぐるみの子育て支援
- ③ 切れ目のない継続的な子育て支援
- ④ 保育環境の整備と人員確保
- ⑤ 子育て家庭への支援
- ⑥ 子どもや親の健康確保
- ⑦ 子どもの遊び場の整備
- ⑧ バリアフリー化の推進

イ・ウ. 高齢者・障害者福祉

- ① 福祉意識の高揚
- ② 地域福祉の推進
- ③ 自立生活への支援
- ④ 高齢者・障害者福祉サービスの充実
- ⑤ バリアフリー化の推進
- ⑥ 高齢者の社会活動の推進

エ. 健康づくりへの支援

- ① 健康づくりの意識啓発と実践機会の充実
- ② 生活習慣病対策と予防対策の充実
- ③ 検診・相談体制と事後指導の充実
- ④ 保険制度の安定運営
- ⑤ 新型コロナウイルス等感染症の感染防止対策

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6.子育て環境 の確保、高齢 者等の保健、 福祉の向上及 び増進	(1)児童福祉施設 保育所	みやけ保育園施設整備	三宅村	
		保育園通園支援(通園バス運行・バス購入等)	三宅村	
		児童館	三宅村	
		子育て支援事業	三宅村	
		児童遊園管理	三宅村	
		その他	三宅村	
		子育て広場整備	三宅村	
	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム	阿古福祉会館整備	三宅村	
		児童福祉施設整備	三宅村	
		老人福祉館整備	三宅村	
	(8)過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	坪田福祉会館施設整備	三宅村	
		特別養護老人ホーム運営	三宅村	
		子供家庭支援センター運営	三宅村	
		子育て応援手当	三宅村	
		出産交通費助成	三宅村	
		みやけキッズパス	三宅村	
		ファミリーサポートセンター事業	三宅村	
		準要保護児童生徒就学補助	三宅村	
		受験生チャレンジ支援	三宅村・法人	
		地域包括支援センター運営	三宅村・あじさいの会	
		介護予防事業	三宅村	
		高齢者配食サービス事業	三宅村・あじさいの会	
		老人クラブ運営	三宅村・あじさいの会	
		地域福祉推進事業	三宅村・社会福祉協議会	
		社会福祉協議会運営	三宅村・社会福祉協議会	
		福祉サービス総合支援	三宅村・社会福祉協議会	
		障害者支援	三宅村	
		地域見守りネットワーク事業	三宅村・包括支援センタ-	
		シルバー人材センター事業補助	三宅村・シルバー人材センター	
		通院送迎サービス事業	三宅村・社会福祉協議会	
		高齢者おむつ代等助成事業	三宅村・社会福祉協議会	
		民生児童委員協議会運営	三宅村・民生委員協議会	
		高齢者地域サロン活動支援事業	三宅村・ボランティア団体	

	高齢者緊急一時事務管理事業	三宅村	
	高齢者日常生活用具等給付事業	三宅村	
	認知症対策事業	三宅村	
	みやけカフェ運営事業業務委託	三宅村	
	介護保険事業	三宅村	
	後期高齢者医療事業	三宅村	
健康づくり	健(検)診事業	三宅村	
	歯科保健事業	三宅村	
	健康増進事業	三宅村	
	母子保健事業	三宅村	
	通院支援事業	三宅村	
	糖尿病性腎症重症化予防プログラム	三宅村	
	国民健康保険事業	三宅村	
	(9)その他	三宅村	
	社会福祉施設管理	三宅村	
	成年後見制度利用支援事業	三宅村	
	外国人介護従事者支援事業	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

児童及び高齢者等の保健福祉系施設等の公共施設については、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化とともに、最適な配置を図っていく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

島民が安心して生活するためには、医療施設及び医療機器類の整備と医療スタッフの充実が不可欠であり、不測の災害時に対応できる医療施設と救急患者発生時に迅速かつ確実に都内の高次医療機関に搬送できる体制を常に整えておく必要がある。

このため、三宅村中央診療所の医療スタッフの確保や医療に伴う環境整備など診療所運営の安定化を図るとともに、ICTを活用した遠隔医療相談や島外医療機関とのネットワーク化を推進し、持続可能な医療提供体制を構築することが必要である。また、専門医による専門診療やオンライン診療の活用、看護師による訪問看護等の医療サービスの提供、医療機器の計画的な更新など、本島における医療体制の強化と患者の利便性向上を推進していく必要がある。

(2) その対策

- ① 地域医療の充実
- ② 緊急医療の充実
- ③ 医療スタッフの充実
- ④ 医療施設・ICT化等の環境整備

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7.医療の確保	(1)診療施設 診療所 その他	医療機器・消耗器具・医薬品等管理	三宅村	
		中央診療所施設改修整備	三宅村	
		医師住宅改修	三宅村	
		医療廃棄物処理	三宅村	
	(3)過疎地域持続的発 展特別事業 その他	専門診療実施	三宅村	
		訪問看護実施	三宅村	
		医療スタッフ確保	三宅村	
		人工透析医療運営管理	三宅村	
		医療機器更新	三宅村	
		直営診療施設事業	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高齢化が進展する中で、国保診療所等の医療施設は、住民の安全安心を守る重要な公共施設である。今後も長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、施設保有コストの削減に努めながら、更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、地域医療を安定的かつ継続的に提供できる体制の充実に取り組んでいく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

本村では、平成 12 年の噴火前まで小学校及び中学校が、伊豆地区・坪田地区・阿古地区にそれぞれ 1ヶ所、計 6ヶ所の校舎を運営し学校教育を実施してきたが、平成 17 年 2月の全島民島外避難指示解除に伴い、伊豆地区の小学校及び中学校を復旧し、同年 4月、小中 3校合同で学校教育が再開された。

その後、平成 19 年 3月末をもって全ての学校を一旦廃校とし、同年 4月より伊豆地区の小学校及び中学校を統合校として、新たな三宅小学校と三宅中学校が開校した。

今後の学校教育については、少人数学級の良さを生かした児童生徒の学力向上を目指す授業を行なながら、1人 1台端末等の ICT 環境を日常的に活用し、島外や海外とつながる遠隔教育のための環境整備、校舎・プール・グラウンド等の計画的な改修整備等を推進し、学校教育の充実を図る必要がある。

イ. 社会教育

本村では、住民が生涯にわたり活躍できるよう、また、郷土に対する理解を深め、島を愛する心を涵養していくよう、各種の学習機会を提供してきた。さらに、活動・交流の場として、郷土資料館、図書館、文化会館、福祉会館、コミュニティセンター、体育館などを島内に配置し、コミュニティの場として整備運営を図ってきた。これにより、三宅島ならではの学習機会の充実を図るとともに、スポーツ等の活動を通じた交流を積極的に推進し、分野を超えた連携を通して、あらゆる立場の人が活躍できる環境の創出を図りながら、各種の学習機会の提供と活躍の場や機会の確保など、多面的に取り組んでいくことが重要である。

(2) その対策

ア. 学校教育

- ① 学力の向上
- ② 特別支援教育の充実
- ③ 教職員の資質の向上
- ④ 教育環境の整備充実
- ⑤ 特色ある学校づくり

イ. 社会教育

- ① 郷土学習の推進
- ② 環境教育の推進
- ③ 生涯学習活動機会の充実
- ④ 学習情報と学習環境の充実
- ⑤ 学習施設の機能充実

- ⑥ 芸術文化活動への支援
- ⑦ 地域伝統文化への支援
- ⑧ スポーツ・レクリエーションの推進
- ⑨ 体力の向上・スポーツ環境の整備
- ⑩ 施設の充実と有効活用
- ⑪ 高齢者・障がい者の健康体力づくりの推進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8.教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小学校空調機整備	三宅村	
		中学校空調機整備	三宅村	
		小中学校新校舎建設	三宅村	
		小中学校トイレ洋式化改修工事	三宅村	
		小中学校防犯カメラ設置工事	三宅村	
		小中学校施設補修整備	三宅村	
		小学校プール施設整備	三宅村	
		スクールバス運行	三宅村	
		スクールバス購入	三宅村	
		学校給食共同調理場運営	三宅村	
	給食施設	学校給食共同調理場設備等整備	三宅村	
		学校給食共同調理場屋上防水改修工事	三宅村	
		三宅村立学校 ICT 整備	三宅村	
	(3)集会施設、体育施設	社会体育施設改修整備	三宅村	
		テニスコート整備	三宅村	
		総合スポーツ公園整備(旧総合グランド)	三宅村	
		社会教育施設改修整備	三宅村	
		図書館運営	三宅村	
(4)過疎地域持続的発展特別事業	生涯学習・スポーツ	ふるさと人材育成事業	三宅村	
		スポーツ教室・交流事業	三宅村	
		社会教育施設管理	三宅村	
		体育施設管理	三宅村	
		島内史跡維持管理	三宅村	
		郷土資料館展示室更新	三宅村	
		放課後児童健全育成	三宅村	
		小学校警備員配備	三宅村	
		中学校警備員配備	三宅村	

	外国語指導助手配置	三宅村	
	コミュニティスクール導入	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育関連施設、社会教育関連施設、集会施設、体育施設等の公共施設等については、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに、将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を図っていく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

平成 12 年の噴火に起因する火山ガスによる居住地域の規制は、火山ガス放出量及び濃度の観測値が顕著に低下したことから、平成 27 年 9 月 16 日をもって全て解除となった。

これにより、長きにわたり居住制限を受けてきた三池・沖ヶ平地区の居住も可能となつたが、家屋の劣化や人口の減少により、噴火前の姿に戻るには大変厳しい状況にある。

しかし、このような状況下であっても、島内 5 地区に点在する居住区域の地理的・社会的条件のもとで、各居住区域における地域資源を活用した事業を推進し、地域の活性化を図ることが必要である。

また、本村には、アパート経営者や不動産業者が殆どないため、本島に移住を希望する若者等は自力で島内の空き家などを確保するしかなく、このことが本村への定住を阻害し、過疎化に一層拍車をかける要因となっている。このため、島外の若者等がスムーズに移住定住できる環境整備を推進し、本村の活力となる人材を確保していくことが必要である。

(2) その対策

- ① 定住促進のための村営住宅や空き家の有効活用（再掲）

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9.集落の整備	(3)その他	空き家活用対策(再掲)	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

各集落の集会所等の公共施設等については、地域住民同士のコミュニティ形成や地域づくりに興味を持つ外部人材とのネットワークづくりに不可欠な施設である一方、世帯数・人口は減少の一途をたどっていることから、将来の人口推計に基づいた規模などを十分に検討した上で、長期的な視点をもって、適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を図っていく。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本村には島内数か所に遺跡などの貴重な文化遺産等が存在するが、それらを保管・保護する施設がなく、黒潮や海洋生物など海について学習できる施設もないなど、地域における文化振興の施策は立ち遅れていた。

それらに対応するため、平成 20 年 4 月に旧阿古小学校舎を利用し、図書館及び火山展示室を備えた郷土資料館として整備することで、教養文化活動の振興と文化交流の促進、郷土学習の推進を図ることができた。

今後とも、この施設の機能を維持・充実させながら、貴重な資料のデジタルアーカイブ化を進め、島内外の誰もがアクセスできる環境を整えるとともに、本島の文化交流拠点施設として関係人口等との交流促進にも活用していくことが必要である。

(2) その対策

- ① 郷土学習の推進（再掲）
- ② 生涯学習活動機会の充実（再掲）
- ③ 学習情報と学習環境の充実（再掲）
- ④ 学習施設の機能充実（再掲）
- ⑤ 芸術文化活動への支援（再掲）
- ⑥ 地域伝統文化への支援（再掲）
- ⑦ 施設の充実と有効活用（再掲）

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10.地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施設 等	郷土資料館運営	三宅村	
		郷土資料館整備	三宅村	
	その他	ふるさと再発見ディスカバー三宅島事業	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興施設等については、適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、活用と最適な管理運営を図っていく。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本村の電力供給については、伊豆地区（大久保地区）の火力発電施設から村全域へ送電される体制となっているが、安定した電力供給体制の確保のためには、災害発生時を考慮した立地や、再生可能エネルギーの導入について検討する必要がある。

このため、島内の安定した電力供給体制の確保を図るとともに、グリーントランスフォーメーション（GX）を推進し、三宅島に適合した再生可能エネルギー及び蓄電設備、地域マイクログリッド等の導入に向けた施策を推進し、災害時にもエネルギーを自給できる強靭な地域づくりを進めていくことが必要である。

(2) その対策

- ① 安定した発電機能の確保
- ② 再生可能エネルギーの導入
- ③ 庁用車のEV（電気自動車）化

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11.再生可能エ ネルギーの利用 の推進	(3)その他	再生可能エネルギー導入調査	三宅村	
		EV車(電気自動車)購入	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な管理運営を図っていく。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア. 広域的な交流・連携の推進

本村が属する伊豆諸島の島嶼地域では、地域振興、地域医療、防災等のあらゆる面で共通した課題を抱えているため、今後とも本土と島嶼間による緊密な連携体制を構築し、その連携強化の基盤となる交通体系並びに情報通信網の更なる充実を図る必要がある。

現在、伊豆・小笠原諸島の2町7村と東京都で設立した「(公財) 東京都島しょ振興公社」においては、島じまんや東京アイランドフェアのイベント開催、ヘリコミューターの運行支援、観光情報の提供や特産品のPR及び販売、アンテナショップの運営など、島嶼地域の産業・観光振興に寄与した事業を展開し、本土と島嶼間の連携強化と情報共有に必要な役割を担っている。

また、東京都島嶼一部事務組合では、島嶼の振興を図ることを目的として、島嶼相互利用による一般廃棄物の管理型最終処分場の管理運営を行っている。

今後とも、各団体との連携・協力をより一層強化しながら、島嶼地域の産業・観光振興、人材の育成・確保、生活・文化の水準の向上、情報化社会への対応等について、広域的に取り組んでいく必要がある。

イ. 公共事業に伴う建設残土の適正処理

本村では、島内で発生する公共事業等から排出される建設残土を適正に処理するため、公設による残土処分場を整備し運営しているが、この残土処分場は平成11年から稼働しており、今後数年で建設残土の受け入れが出来なくなることが判明している。

このため、新たな残土処分場の整備を進めるとともに、跡地となる既設残土処分場の土砂流出防止対策等を講じた造成工事及び緑化整備を実施する必要がある。

ウ. 行政の健全育成と基盤整備

本村においては、限られた人的・財政的資源の中で、住民福祉の向上と持続可能な行政運営の確立を目指し、行財政基盤の強化に努めている。職員体制については、少人数自治体の特性を踏まえ、複数分野に対応可能な職員の育成や外部専門人材の活用を進めているが、人口減少や若年層の流出により職員採用が困難な状況にあり、業務の高度化・多様化に伴う職員の負担増大や属人化のリスクが生じている。

財政面では、自主財源が乏しく依存財源が高い構造にある中、人口減少に伴う税収減や社会保障関係経費の増加が見込まれている。また、多くの公共施設やインフラが更新時期を迎えており、離島特有の資材輸送費等により工事費が高額となるため、中長期的な財政負担の増大が懸念される。

このため、今後とも行財政改革による効率的な運営に努めるとともに、複雑化する行政課題に対応できる人材の育成・確保、防災拠点としての庁舎機能の維持、職員住宅の整備等を計画的に進め、持続可能な行政運営基盤を構築していく必要がある。

(2) その対策

ア. 広域的な交流・連携の推進

- ① 本土と島嶼間の連携強化（再掲）

イ. 公共事業に伴う建設残土の適正処理

- ① 新残土処分場の整備
- ② 旧残土処分場の造成及び緑化

ウ. 行政の健全育成と基盤整備

- ① 複雑化する行政課題に対応できる職員の育成
- ② 防災拠点としての庁舎機能の維持

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12.その他地 域の持続的發 展に関し必要 な事項		島嶼地域最終処分場負担金	三宅村	
		新残土処分場整備	三宅村	
		旧残土処分場跡地緑化整備	三宅村	
		職員人材育成	三宅村	
		職員住宅整備	三宅村	
		三宅村役場庁舎維持管理	三宅村	
		第7次三宅村総合計画作成	三宅村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

残土処分場については、適正な維持管理を行い、施設の利用実態等に応じて、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を図っていく。

発行：東京都三宅村
〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0984 FAX：04994-5-0932
編集：三宅村企画財政課
